

平成 22年5月21日現在

研究種目：若手研究（スタートアップ）
 研究期間：2008～2009
 課題番号：20830075
 研究課題名（和文） 傷害保険における事故の偶然性の概念と被保険者の自殺についての
 主張・証明責任
 研究課題名（英文）
 The Concept of Accidental Means and Burden of Proof against Suicide of Insured
 in Accident Insurance
 研究代表者
 横田 尚昌（YOKOTA NAOMASA）
 東北学院大学・法学部・准教授
 研究者番号：30517032

研究成果の概要（和文）：

自殺と偶発的な事故は、表裏の関係にある以上、被保険者を死亡させた原因については、偶発的な事象の作用に因るものか、自殺に因るものか、いずれか一方に決せられるはずである。それゆえ、自殺が認定されない限り、事故の偶然性は否定されない。そして、自殺でないということの推定が作用するとすれば、事故の偶然性の主張・証明責任を請求者側が負うとしても、自殺の疑いが濃厚でない限り証明困難は来さないように思われる。

研究成果の概要（英文）：

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,010,000	303,000	1,313,000
2009年度	660,000	198,000	858,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,670,000	501,000	2,171,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：民事法学、傷害保険、事故の偶然性、証明責任、保険法、自殺免責、
証拠提出責任、被保険者の自殺

1. 研究開始当初の背景

傷害保険金請求における事故の偶然性の要件について、その客観的証明責任の分配をめぐる、学説上これを請求者側に分配すべきとする通説（請求原因説）と、保険者に分

配すべきとする説（抗弁説）とのあいだで長く論争が続き下級審判例の立場も分かれていた。こうした中、最判平成13年4月20日（民集55巻3号682頁）は、請求原因説の立場に立つ判決を下した。しかし、被保険者死亡の場合の傷害保険金請求において、事故

の偶然性の証明＝自殺でないことという消極的事実の証明を請求者側に負わせる場合は、自殺の疑いがもたれると、被保険者死亡ゆえに請求者側は証拠を収集することに困難が伴う。のみならず、請求者側が事故の偶然性＝自殺でないことを示す相当程度の証拠を提出していたとしても、裁判官が偶発的な事故であるとの心証を形成する証明度には今一步達していないときは、結論的に請求棄却となる。それゆえ、この最高裁判所に対しては多くの学説において批判的考察がなされ、抗弁説をとるべきとする方向に傾いていった。

そして、保険法 80 条柱書には、「保険者は、次に掲げる場合には、保険給付を行う責任を負わない…」とし、その第一号で、「被保険者が故意又は重大な過失により給付事由を発生させたとき」と規定している。つまり、法条構造からみて被保険者の自殺＝偶発的な事故ではないことの主張・証明責任は保険者が負うものとなっているのである。

こうした状況の下、いま一度偶発的な事故とは何かを確認して、基礎固めをしておく必要があると思われた。

2. 研究の目的

保険法 80 条一号の規定ように、被保険者の自殺を保険金支払いの免責事項とすることは、法条構造からみて事故の偶然性の主張・証明責任を保険者に転換させることを意味する。

確かに、保険者がかかる主張・証明責任を負うならば、正当な請求者側が被保険者の自殺でないことこの悪魔の証明を強いられる困苦から開放されるという意味で有益ではある。しかし、こうなると、従来の傷害保険金請求権の発生要件から事故の偶然性の要件が抜かれた外来性・急激性だけを要件とする新たな種目の保険を創設する位置づけとなり得るように思われる。

ただし、保険法 80 条一号は任意規定である。それゆえ、事故の偶然性を保険金請求権の発生要件とする旨を定めた従来型の約款規定を排除することはできない（現に、平成 22 年 4 月の保険法施行にあわせて各社が改定した約款の中には、依然として急激かつ偶然な外来の事故ないし不慮の事故〔生命保険の災害関係割増特約の場合〕による死傷を保険金支払事由とする約款が見られる。）。)

したがって、なお事故の偶然性（自殺でないこと）の主張・証明責任を請求者側が負うとの解釈を前提にした請求者側の証明軽減の在り方を考察する必要性がなくなったとはいえない。その考察をなすのが本研究の目的である。

3. 研究の方法

本研究で着目するのは、アメリカの傷害保険金請求事件の判例である。

アメリカの各法域では、現在の我が国と同じく偶発的な事故であることを傷害保険金の支払要件とし、かつその説得責任（burden of persuasion＝我が国の客観的証明責任に相当）を請求者側に分配するのが通常である。

しかし、アメリカの場合、当事者双方から提出された証拠を評価して綿密な事実認定を行いつつも、概して請求者側に好意的な判断を数多く出しているのである。

こうしたアメリカの諸裁判例について、被保険者死亡で事故の偶然性が争点となる場合に、どのような事実関係の下で、いかに判断しているのかを分析するべく、アメリカにおける事故の偶然性の認定の手法（被保険者の立場にある通常人の視点から当該事故の発生が予見可能であったのか否かを判断する手法）を整理しその傾向ないし方向性を見出すことを試みて示唆を得る。

そしてその際、自殺でないことこの推定（presumption against suicide）の作用が偶然性の認定にいかようにかかわっているのかを確認する。

そのうえで、今回の保険法案第 80 条において、被保険者の自殺（故意による事故招致）を保険者の免責事由と位置付けることの必要性・妥当性を確認する。

4. 研究成果

傷害保険金請求に係るアメリカの裁判例にほぼ共通してみられることは、偶発的な事故による死亡か否かを判断する際に、事故発生に対する被保険者の予見可能性を問題としている点である。すなわち、その予見可能性の程度が高まれば、たとえ偶然性が否定されずとも重過失免責条項の適用が問題となる。さらに、被保険者が結果発生を予見してなお積極的に危険行為に出たのであれば、自殺による死亡と認定されて事故の偶然性が否定される。

こうした整理で、事故の偶然性の判断がなされてゆくのであるが、注意すべきは、保険者が事故の偶然性を争うときは、その保険者の側からも積極的に被保険者の予見可能性や自殺を示す証拠を提出しなくてはならない点である。その証拠提出が不十分で所要の立証がなければ、偶発的な事故による死亡であったものとして裁判がなされてしまう。

このような裁判がなされる理由は、一つには自殺、他殺、自然死（病死）でなければ、あとは事故死しかないという考え方が背景にある。そして、自殺でないことこの推定（presumption against suicide）の作用に

よるものといえる（推定を覆滅させるに十分な立証を保険者はなさねばならない）。

かくして、偶発的な事故による死亡と自殺による死亡のどちらに認定してもよいほどに、当事者双方から具体的事実が陳述されて、その証拠提出が尽されている場合にのみ、説得責任を負った請求者側が敗訴することになる。それ以外の場合は、自殺と認定できる証拠提出がなければ偶発的な事故であったものとして裁判がなされる。逆に、事故の偶然性の否定は自殺の認定によってしかあり得ない。中間はない。事故死と自殺死は表裏の関係にあるというのは、かかる意味において理解されるべきではなかろうか。したがって、我が国のいくつかの裁判例にみられるごとく「被保険者が偶発的な事故により死亡したものと認めるに足りる証拠はない」として請求が斥けられる場合というのは、あくまでも請求者側からの事故の偶然性を示す証拠提出が足りない場合に限られよう。つまり、保険者が被保険者の自殺を全く争っていなくても偶発的な事故と認めることが困難なほどに請求者側からの証拠提出が不十分な場合のみであるといつてよいように思われる。

偶発的な事故と自殺とは表裏の関係にあるという以上、本来こうしたアメリカの裁判にみられるような認定の手法がとられるべきではなかろうか。

現在の我が国において、保険法施行された後もなお傷害保険約款の規定の中には、請求者側に事故の偶然性の主張・証明責任を負わせる書きぶりとなっている規定がある。こうした場合でも、今述べたアメリカの裁判例にみられる事故の偶然性の判断の手法をとるならば、被保険者の自殺の主張・証明責任をあえて保険者に負わせる解釈をとらずとも、請求者側の証明軽減は十分図られるように思われる。

現在保険法が施行されて間なしであり、改定された新しい傷害保険約款等の規定について、背景的事情を含めたいくつかの論点の確認をとらねばならないが、その確認がとれ次第、これまで準備してきた研究成果の論文を公表する予定である。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計1件）

横田尚昌「傷害保険における事故の外来性の証明について」生命保険論集 165号 135頁以下（査読なし）。

〔学会発表〕（計2件）

1（研究会報告）

発表日：平成21年6月20日

発表者：横田尚昌

題目：「傷害保険契約における自殺免責の意義について」

研究会名称：保険学セミナー（東京）

発表場所：生命保険文化センター（東京都）

2（研究会報告）

発表日：平成22年3月25日（木）

発表者：横田尚昌

題目：「新保険法における傷害保険金請求の法的性質と不正請求対策」

研究会名称：関西企業法研究会

発表場所：沖縄国際大学（沖縄県）

6. 研究組織

(1) 研究代表者

横田 尚昌 (YOKOTA NAOMASA)

東北学院大学・法学部・准教授

研究者番号：30517032

(2) 研究分担者 無

()

研究者番号：

(3) 連携研究者 無

()

研究者番号：